



個人立等・志向園→

学校法人→ 法人番号

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

幼稚園番号

東京都知事 殿

郵便番号 163-8001

法人/設置者所在地 (印鑑証明書と同一) 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人/園名 学校法人 都庁学園

理事長/設置者名 理事長 都庁 太郎

電話番号 03-5388-3182 FAX番号 03-5388-1336

メールアドレス S1121501@section.metro.tokyo.jp

担当者名 都庁 花子



## 令和5年度 認定こども園等の業務体制への支援事業補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

## 1 補助金交付申請額

金	百	十	万	千	百	十	一	円
	1	5	8	7	0	0	0	

## 2 幼稚園別補助金交付申請額

幼稚園名	補助金交付申請額(円)
都庁第一幼稚園	800,000
都庁第二幼稚園	787,000
合計	1,587,000

## 3 確認事項

当設置者は、要綱第3 2に認められる事実はありません。  
また、第6 2並びに第12及び第13の規定に異議なく応じます。



# 記入例

(事務職員雇用の場合)

幼稚園番号	1	2	3	4	5	6	7
幼稚園名	都庁第一幼稚園						
担当者名	都庁 花子						
電話番号	03-5388-3182						

## 令和5年度 認定こども園等の業務体制への支援事業補助金交付申請内訳書

④の上限は1,600,000円(⑤の上限は800,000円)。

### 1 幼稚園別補助金交付申請額内訳

①区分	②補助対象経費	③交付基準額	④②又は③のいずれか低い額	⑤交付申請額 ④×1/2(千円未満端数切捨て)
総額	2,000,000	1,600,000	1,600,000	800,000
内訳	事務職員給与	1,600,000	1,600,000	800,000
②令和5年度に支払う事務職員の給与は4,000,000円だが、勤務時間8時間のうち、教育時間4時間は保育補助に従事し、教育時間終了後4時間に認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務に従事している。 →4,000,000円×4/8時間=2,000,000円が補助対象経費(保育補助に従事する4時間は対象外)。 ※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払う経費が対象。  ※補助対象経費の算出根拠となる給与台帳の写し、按分方法が分かる資料等を添付してください。				

- ※1 ① ( )
- ※2 ②補助対象経費は、当該年度内に支払う認定こども園等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等とし、他の業務に係る経費は含めないこと。
- ※3 ③交付基準額は、1施設当たり1,600千円とする。

### 2 補助事業内容

	移行予定施設	移行予定時期
⑥認定こども園の認可等の区分	① 私立幼保連携型認定こども園 2 私立幼稚園型認定こども園 3 私立新制度幼稚園	令和6年4月移行予定
⑦業務内容	令和5年4月から令和6年3月までの間、事務職員1名が教育時間終了後、認定こども園の認可等を受けるための申請書作成等の業務を行っている。	

当該職員の雇用に係る資料(雇用契約書、発令簿、出勤簿等)、当該職員の業務内容に係る資料(業務分担表、業務日誌等)等、認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務に従事していることが分かる資料を添付してください。

- ※4 定時期を記入すること。
- ※5 ⑦業務内容は、事務職員、外部委託等が従事する補助対象経費に係る業務内容について記入すること。



# 記入例

(外部委託の場合)

幼稚園番号	1	2	3	4	5	1	2
幼稚園名	都庁第二幼稚園						
担当者名	都庁 花子						
電話番号	03-5388-3182						

## 令和5年度 認定こども園等の業務体制への支援事業補助金交付申請内訳書

### 1 幼稚園別補助金交付申請額内訳

①区分	②補助対象経費	③交付基準額	④②又は③の いずれか低い額	⑤交付申請額 ④×1/2(千円未満端数切捨て)
総額	1,575,000	1,600,000	1,575,000	787,000
行政書士契約料	1,575,000	1,600,000	1,575,000	787,000

認定こども園の認可等に係る申請書作成等のために行政書士に委託した契約金額を記入(他の業務は含めないこと)。  
※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払う経費が対象。  
**※金額・内容等が分かる契約書の写しを添付してください。**

④補助対象経費の上限1,600,000円と、契約金額1,575,000円を比較し、低い方の1,575,000円を記入。  
⑤1,575,000円×1/2の千円未満を切り捨てた787,000円が補助額となる。

- ※1 ①区分には、当該補助金の交付対象となる支払区分を記入すること。  
(例:事務職員給与、コンサルタント契約料等)
- ※2 ②補助対象経費は、当該年度内に支払う認定こども園等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等とし、他の業務に係る経費は含めないこと。
- ※3 ③交付基準額は、1施設当たり1,600千円とする。

### 2 補助事業内容

	移行予定施設	移行予定時期
⑥認定こども園の認可等の区分	1 私立幼保連携型認定こども園 2 私立幼稚園型認定こども園 ③ 私立新制度幼稚園	令和6年4月移行予定
⑦業務内容	令和5年4月から令和6年3月までの間、新制度移行に係る申請書類等の作成業務を行政書士に委託している。	

業務内容が分かる契約書の写しを添付してください。

- ※4 ⑥認定こども園の認可等の区分は、移行予定施設にいずれか○印を付し、予定時期を記入すること。
- ※5 ⑦業務内容は、事務職員、外部業者等が従事する補助対象経費に係る業務内容について記入すること。

確認書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

法人名 学校法人 都庁学園

理事長名 理事長 都庁 太郎



## 記入例

(幼稚園ごとに作成)

### 令和5年度認定こども園等の業務体制への支援事業補助金に係る確認書 (認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業)

#### 都庁第一

幼稚園は、下記の(1)及び(2)の両方に該当します。

#### 記

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条及び第17条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65条)第27条に定める施設型給付費の支給に係る確認等(以下「認定こども園の認可等」という。)を交付決定年度内に受ける予定である。
- (2) 当該補助金の補助対象経費は、認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等のみであり、他の業務に係る経費は含まない。